

海上幕僚監部各部等の長
各部隊の長殿
各機関の長

海上幕僚監部人事教育部長

海士長等の継続任用について（通知）

標記について海士長等の継続任用に関する達（平成28年海上自衛隊第39号。以下「達」という。）の細部を、下記のとおり通知する。

なお、海士長等の継続任用について（通知）（海幕人第5935号。3.12.25）は、平成28年10月1日をもって廃止する。

記

1 任期満了の算定

別表によるものとする。

2 達第8条関係

（1）第2項の規定に基づく継続任用不適格者の判定基準は、別紙のとおりとする。

（2）公務に起因する心身の故障のため不適格となる者については、海上幕僚長が継続任用の可否を指示するので、任免権者は医官の診断書（傷病名又は故障の部位、発病年月日、現症、予後又は全治見込年月日、不適格となる理由及び所見を詳記したもの。）及び所見を付して海上幕僚長に報告するものとする。

原本等管理情報			取得文書管理情報	
作成年度 : 2016年度	開示	部分開示	不開示	取得年度 :
起算日 : 2017.4.1	○			起算日 :
保存期間 : 10年				保存期間 :
保存期間満了日 : 2027.3.31	区分 : 1 2 3 4 5 6			保存期間満了日 :
本紙を含め : 4枚冊				本紙を含め : 枚冊

3 その他

- (1) 任期満了予定者に対しては、継続任用志願の手続について周知徹底を図り、志願者が志願手続の時機を失しないよう特に留意するものとする。
- (2) 心身の故障による退職者については、慎重な取扱いを旨とし、特に退職後の身上については十分な配慮を払うものとする。

添付書類：1 別 紙

2 別 表

写送付先：部内全般

継続任用不適格者の判定基準

- 1 勤務成績不良の者
 - (1) 勤務意欲がなく、勤務成績不良の者
 - (2) 直近の人事評価（能力評価及び業績評価）の調整者の全体評語がC以下の者
- 2 能力不足の者
 - (1) 知的に見て海士特技課程を修業する見込のない者
 - (2) 素質的に見て海曹に昇任する能力のない者
- 3 心身の故障がある者
 - (1) 防衛庁職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第10条第2項に該当する者（達第8条第3項による事後検診の結果適格とされた者を除く。）
 - (2) 前号のほか、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと診断された者
 - (3) 健康状態が良好でなく、勤務が極度に制限され実効のあがらない者
- 4 その他職務に必要な適格性を欠く者
 - (1) 採用以来懲戒処分に処せられること3回以上の者
 - (2) 採用以来重処分を含む懲戒処分に処せられること2回の者
 - (3) 降任処分を受けた者
 - (4) 詐欺、横領、窃盗、汚職その他悪質な破廉恥事犯を犯し、重処分に処せられた者
 - (5) 懲戒処分を受け、その後反省の色がなく隊員として好ましくない者
 - (6) 私行上の非行により不適格と認められる者
 - (7) その他性格的又は服務上不適格と認められる者
- 5 第1項又は第4項の基準については、この基準に該当し、又は該当しない場合でも本人の性格、年齢、改しゅんの情、身体状況等その者の全般的事情を考慮し、任免権者がこの基準の趣旨に基づき継続任用の適否を決定することができる。

任期满了日の算定表

区 分	起算日	任期	任期满了日
海士長、1等海士、2等海士のうち次項以下の該当者を除いた者	採用年月日 (1.4.17)	3年	採用後3年目の採用の月日の前日 (4.4.16)
航空学生、 一般曹候補生、 曹候補士 } 罷免者	免ぜられた年月日 (1.3.10)	3年	免ぜられて後3年目の免ぜられた月日の前日 (4.3.9)
海曹からの降任者	降任の年月日 (1.10.2)	3年	降任3年目の降任の月日の前日 (4.10.1)
再任用された者	再任用された年月日 (1.9.15)	3年	再任用後3年目の再任用の月日の前日 (4.9.14)
継続任用された者	継続任用の年月日 (2.8.5)	2年	継続任用後2年目の継続任用の月日の前日 (4.8.4)

注：（ ）内の期日は例を示す。